

○農林水産省告示第千七百四十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規
程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号）
の一部を次のように改正し、平成十年十二月一日
から施行する。

平成十年十一月十六日

農林水産大臣 中川 昭一

別表第二の九の項検疫有害動植物欄中「アオ
バハゴロモ」を削る。